

静岡の防火対策の歴史と駒形通り

(旧) 静岡市中心部における火災の歴史

静岡大火とその復興

戦災復興と防火のためのまちづくり

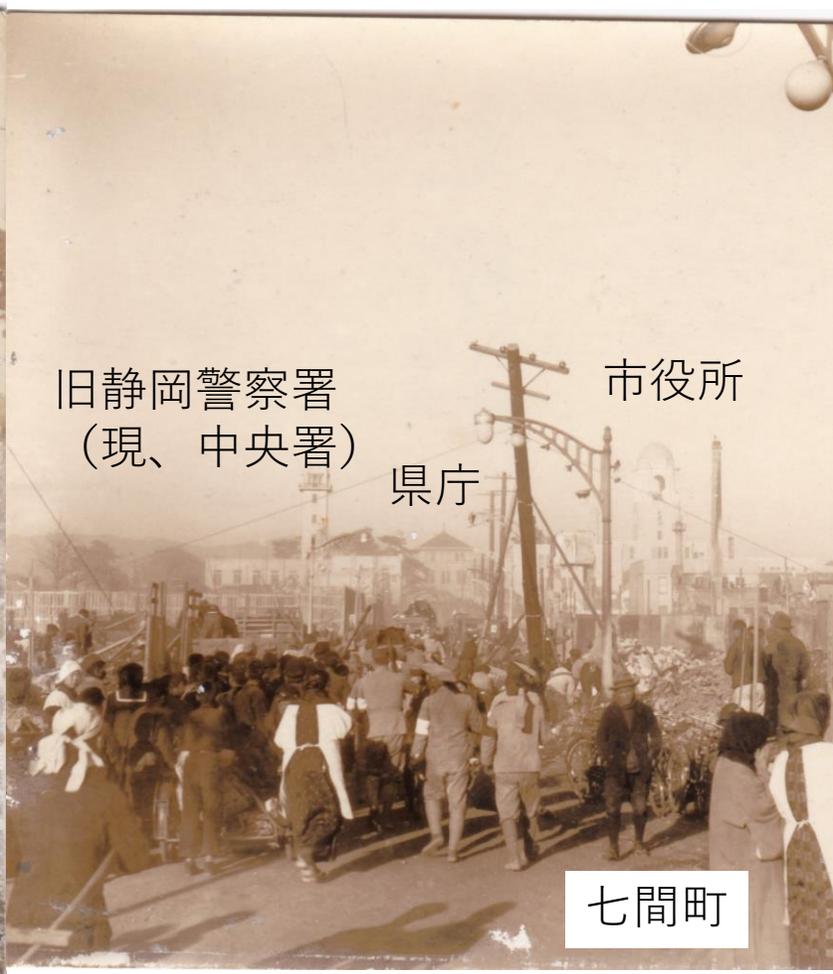
田中 傑

静岡大火 (1940)

生写真



寺町から市役所・警察署方面



旧静岡警察署
(現、中央署)

市役所

県庁

七間町



静岡大火 (1940)

生写真



七間町静映跡より市役所方面を望む
(注、現、ARTIE)



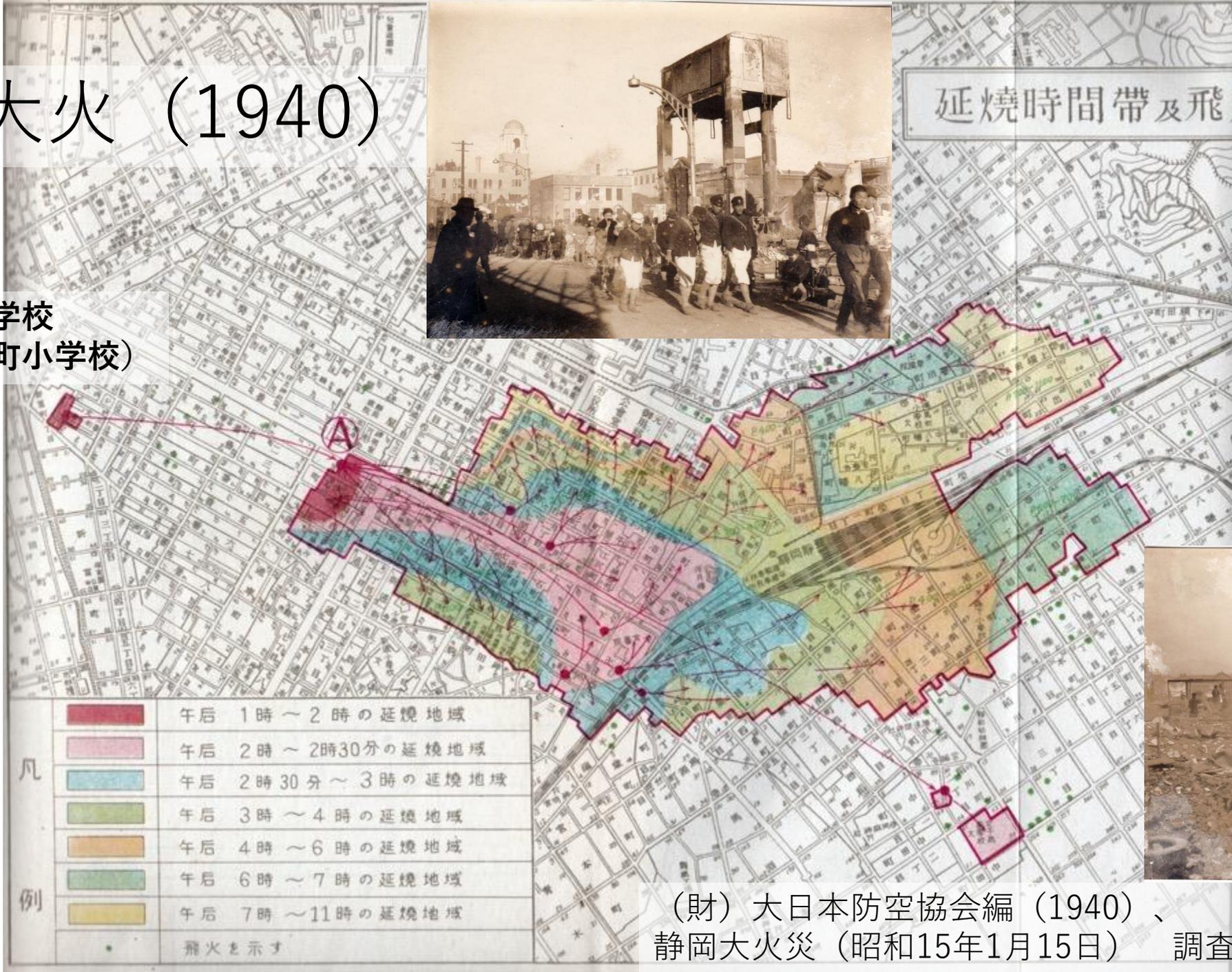
紺屋町

静岡大火 (1940)

三番町小学校
(現、番町小学校)



延焼時間帯及飛火



(財) 大日本防空協会編 (1940)、
静岡大火災 (昭和15年1月15日) 調査報告書

静岡大火 (1940)



静岡三番町尋常・高等小学校
昭和十年三月 卒業記念

火元は厩（うまや）
→そこに隣家の煙突の火の粉が落ち、小学校に延焼

(財)大日本防空協会編(1940)、
静岡大火災(昭和15年1月15日) 調査報告書

明治から大正初期にかけての焼失範囲

出火点(炎マーク)と焼失範囲



静岡市役所市史編纂室編 (1926)、静岡市火災史をもとに作成

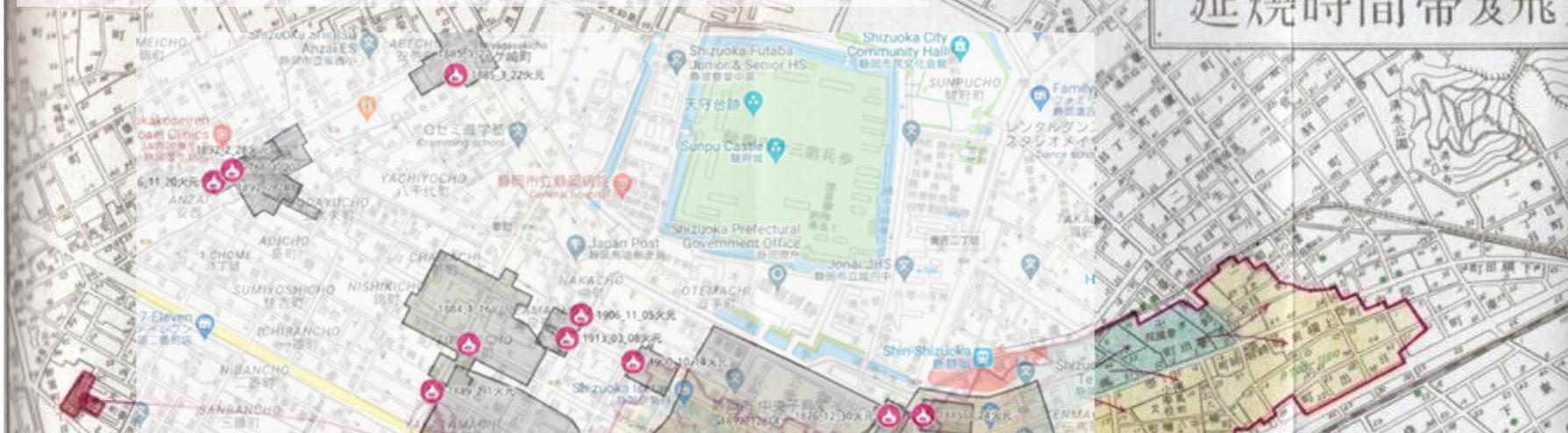
明治から大正初期にかけての焼失範囲

出火点(炎マーク)と焼失範囲



静岡市役所市史編纂室編 (1926)、静岡市火災史をもとに作成

(財) 大日本防空協会編 (1940)、
静岡大火災 (昭和15年1月15日) 調査報告書



静岡大火 (1940) では「明治から大正初期 (50年弱) にかけての焼失エリア」より広い範囲が焼失 (=都市化の進展も要因)



(財) 大日本防空協会編 (1940)、
静岡大火災 (昭和15年1月15日) 調査報告書

静岡大火の時代背景

内田祥文（1942）、建築と火災
東大第2回



東大第3回



戦中期の防火対策

実物大火災実験の一覧

東大第1回：1933年8月「約10坪の粗末なバラック建」に**石油**で。

東大第2回：1934年8月「木造平屋2戸建17.5坪のものと、1戸建て10.5坪のもの」を「間隔を3米置きに並べ」、**蠟燭**で。

東大第3回：1938年5月と6月「月島の埋立地に建築し、付近の建物に依る風の影響のない、全く吹き曝しの下に」「木造瓦葺大壁造の2階建」2棟を「約250米の間隔で」設置し、小型・中型エレクトロン**焼夷弾**で。

「**1階から出火した場合に於ては火の廻り早く、点火後25乃至30分で大体最高温度に達し、41分30秒で1階軸組が崩壊**」

静岡大火の時代背景

戦中期の防火対策

実物大火災実験の一覧
東大第3回（続）

小林康隆（1940）、防火改修家屋の火災実験に就て
川崎市



「**2階から出火した場合**には最高温度に達する迄に40分
乃至50分の程度、1階軸組の崩壊迄に61分を要」する

大阪市：1940年1月（鉄筋コンクリート造のビル）

名古屋市：1940年4月（**防火改修後**の木造家屋）

東京市：1940年8月（防火改修後の木造家屋）

札幌市、室蘭市：1940年10月（防火改修後の木造家屋）

川崎市：1940年11月（防火改修後の木造家屋）

東大第3回以降の実験は、**いずれも焼夷弾（焼夷筒）**で着火＝時代

静岡大火 (1940)

昭和15年1月24日、内務省計畫の中に「=被燬棟長未焚

昭和15年1月15日 静岡大火

焼失戸数 5086戸 (1月20日現在調査)

内住宅全焼 6160棟

“半焼 98

非住宅全焼 1211

“半焼 37

罹災建坪 16,7424坪

内住宅 13,7891

非住宅 2,9593

罹災人口 2,7250

内男 1,2962

女 1,4378

焼失面積 33,6915坪

33,7469坪

焼失面積にこの調査結果の焼失面積は、
後述の通り、焼失面積

火災罹災加入者 2874人

“全額 2000,9578円

接災見積高 7311,3687円 (1月20日現在調査)

(罹災加入者全額合計)

18日現在ノ調査ノ結果

新焼 4046,0202

不焼 2677,2662

計 6723,2864



内田文庫

3654-2

1940年1月15日白昼
強風下で出火

全焼

住宅：6,160棟

非住宅：1,211棟

半焼

住宅：98棟

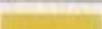
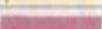
非住宅：37棟

罹災人口

27,000人超

(1940年10月1日の市域人口212,198の
12.7%が罹災→函館は63%)



凡		不燃質建築物の楯比に依ると認めらるる箇所
		道路軌道等の空地に依ると認めらるる箇所
例		墓地、疎開地等の空地に依ると認めらるる箇所
		風向又は人為的防火措置に依ると認めらるる箇所

(財) 大日本防空協会編 (1940)、静岡大火災 (昭和15年1月15日) 調査報告書

静岡大火 (1940)

旧制静岡高等学校の教授、
金原寿郎による調査
→延焼中の現地調査
+鎮火後のアンケート

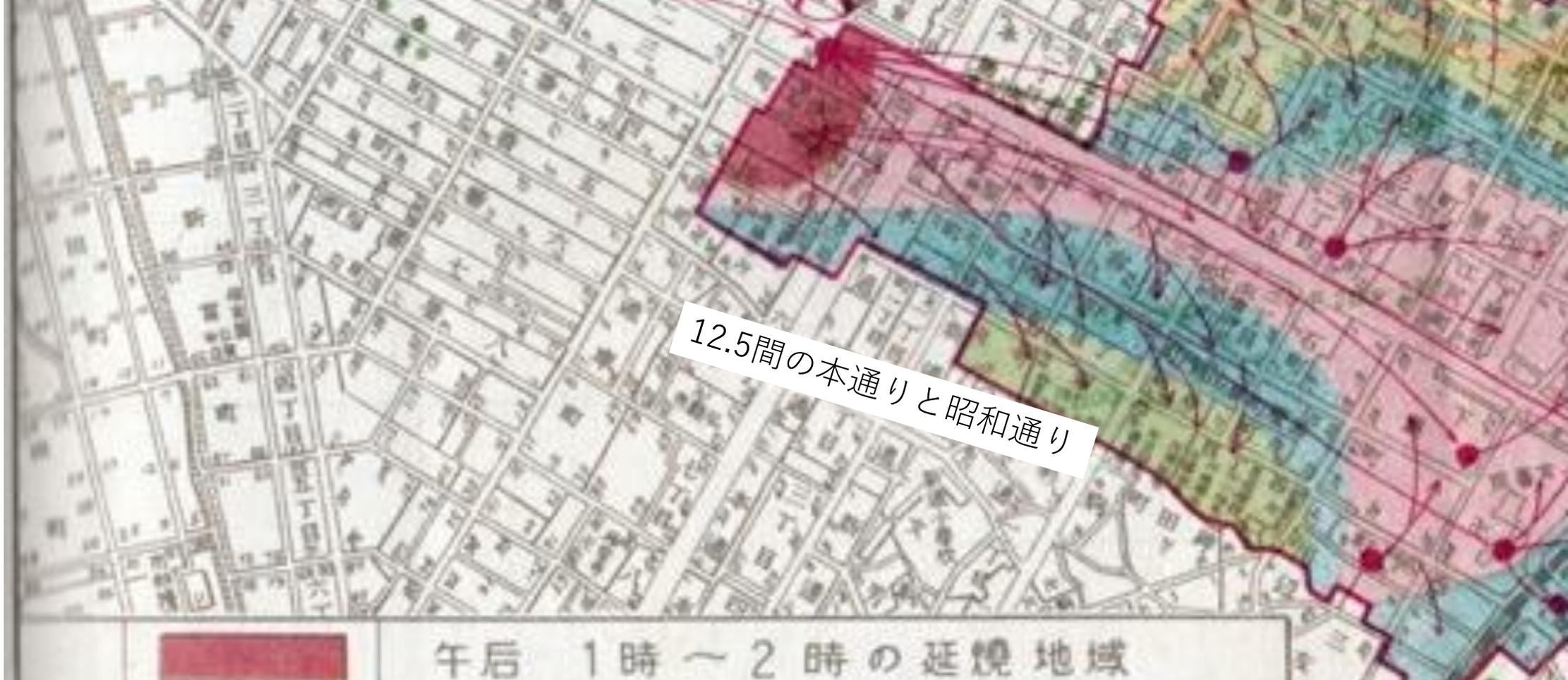
延焼状況図の作成や着火、
燃焼のメカニズム、
焼け止まりの要因など

御住所 (焼失家屋所在地) 静岡市 町 丁目 番地
家屋構造 (石造又ハ木造、二階建又ハ平屋建)
戸主御姓名

問一、何時頃オ宅へ火がツキマシタカ (答) 例、二時半頃。或ハ正確ニ三時十五分。	答
問二、何レノ方角(東西南北)カラ燃エテキマシタカ (答) 例、西ノ方カラ。道ヲ隔テタ北側カラ。或ハ飛火。	答
問三、御近所ヲ飛ビ火ヲ焼ケタ家ガアリマスカ (答) 例、ナシ。或ハ、三時頃〇丁目〇番地、角ノ〇屋サン。	答
問四、最後マテ踏ミ止ツタ方ハ火がツイテカラオ逃ゲニナリ マシタカ (答) 例、五軒程西ガ焼ケテ居ル時危険ヲ感ジテ逃ゲタ。	答
問五、オ宅ガ煙ニ包マレタノハドノ位前カラデシタカ (答) 例、煙ハ家ノ上方ヲ流レタタメ焼ケル直前マテ煙チカ ブラマ	答
問六、火ノ粉ガ降ツテキタノハ何時頃カラデスカ (答) 例、三時頃〇〇町附近ガ焼ケテ居ル時カラ。	答
問七、火ノ粉ハドナ種類ノモノガ降りマシタカ (答) 例、大キイモノデ五寸平方ノ杉皮、ソノ他紙片、葉。	答
問八、火焰ヤ煙ガ川ノ流レノヤウニ道一杯ニナツテ進ミ危険 デアツタコトガアリマシタカ (答) 例、突風ト共ニ火焰ガ〇町通りヲ流レ、通りニアツタ 荷物ヲ焼ケ。	答
問九、火事ノ最中ニ旋風(ツムシ風)ヲ御覽ニナリマシタカ (答) 例、四時頃、静實劇場ノ前ノ通りニテ見ル、椅子ガ吹 キ飛バサレル。	答
問十、土藏(或ハ石藏)ノ中ノ荷物ハ無事デシタカ (答) 例、土藏ハ残ツタガ中味ハ焦ゲタ。	答
問十一、(特ニ焼ケ止リノ附近ノ方ニ)最後ニ火ハドウシテ消 ヘマシタカ (答) 例、風向ガ變ツテ火勢衰ヘタトコロヲ消防隊ニヨツテ 消シ止ム、	答

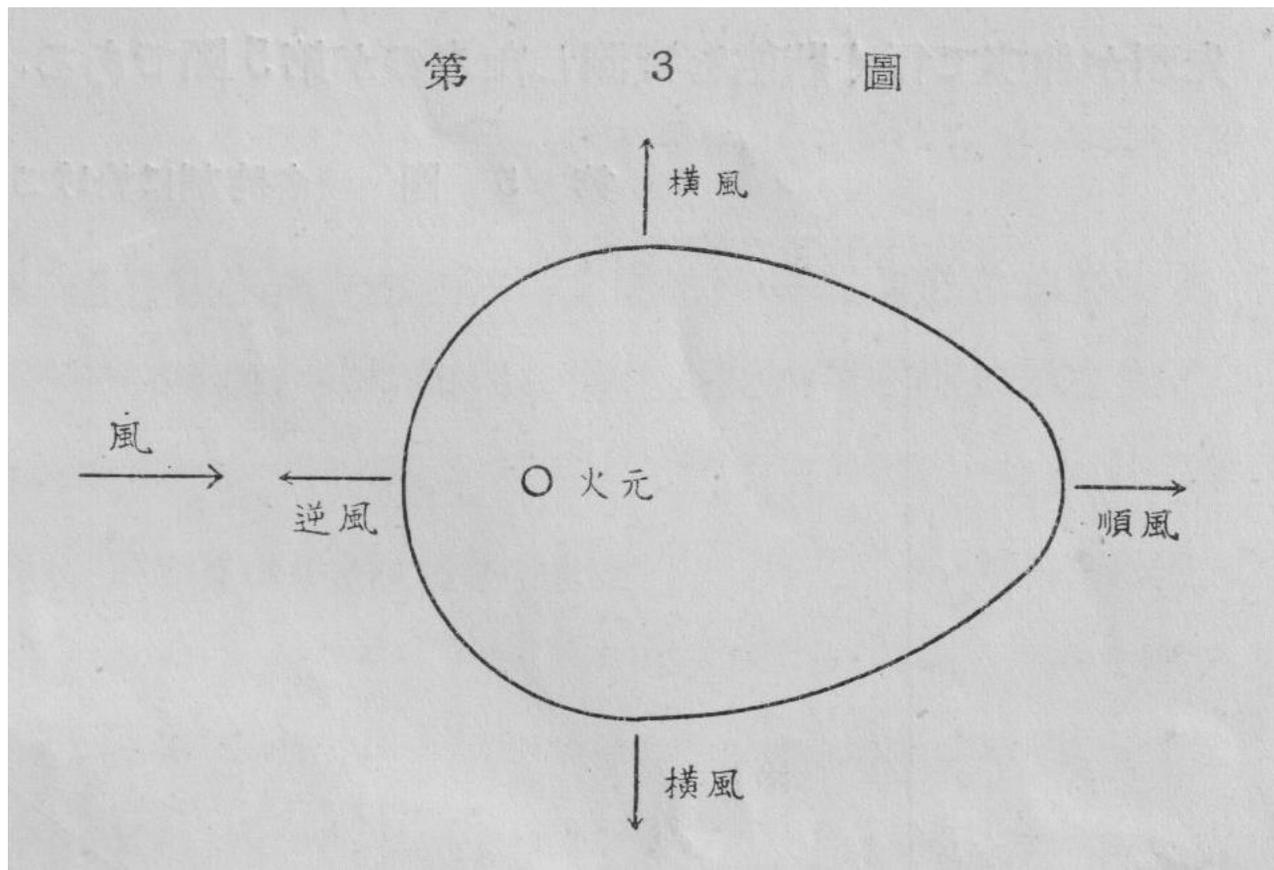
コノ他才氣付キノ點或ハ防火ニ對スル御意見ガアリマシタラ何デモ餘白ヘオ書キ下サイ

防火都市計画として、常風に垂直な道路の幅員を増加すると云ふことが常に考慮せられて居るやうであるが、この例から見れば、風速9秒米の下に於ては、假令幅員を20間に増加したとしても、その効果は甚だ疑はしいものがある。風下に於ける延焼の極めて猛烈であるに較べて風向に垂直な方向の延焼は甚だ徐々に行はれるものである。昭和通りの存在はその意味に於て甚だ有効であつた。不幸にして火の粉による飛火の爲に、この通りを隔てた向ひ側も燃焼し盡されたが、直接道路を越えて燃え移つたと云ふ事實は無かつたやうに思はれるのである。



静岡大火 (1940)

順風方向、逆風方向、横風方向のそれぞれの延焼速度を調査と実験から把握。

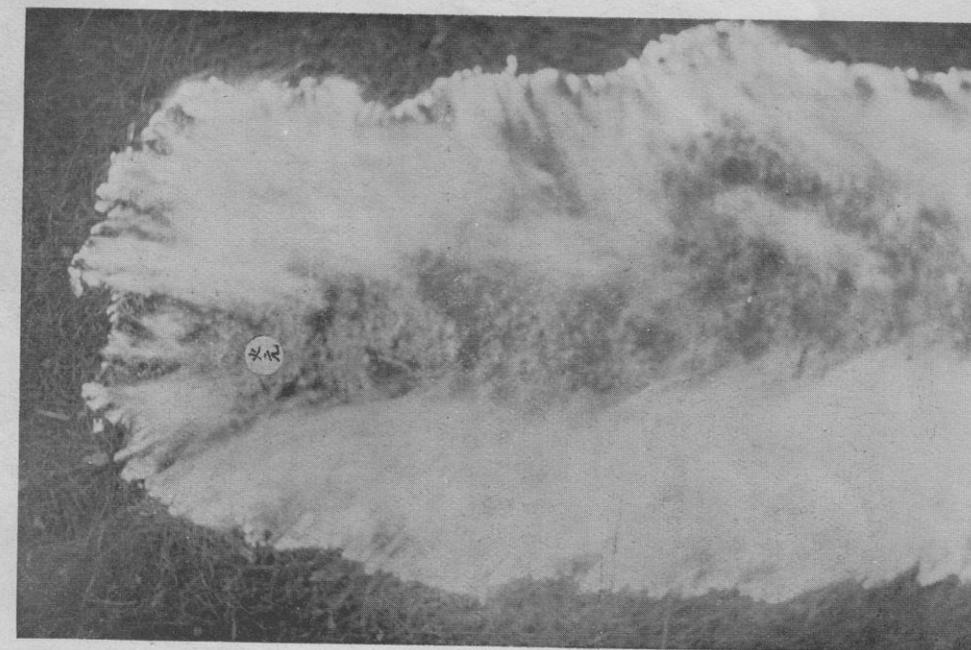


寫真 9

枯松葉の燃焼。(風速 3.2米/秒)



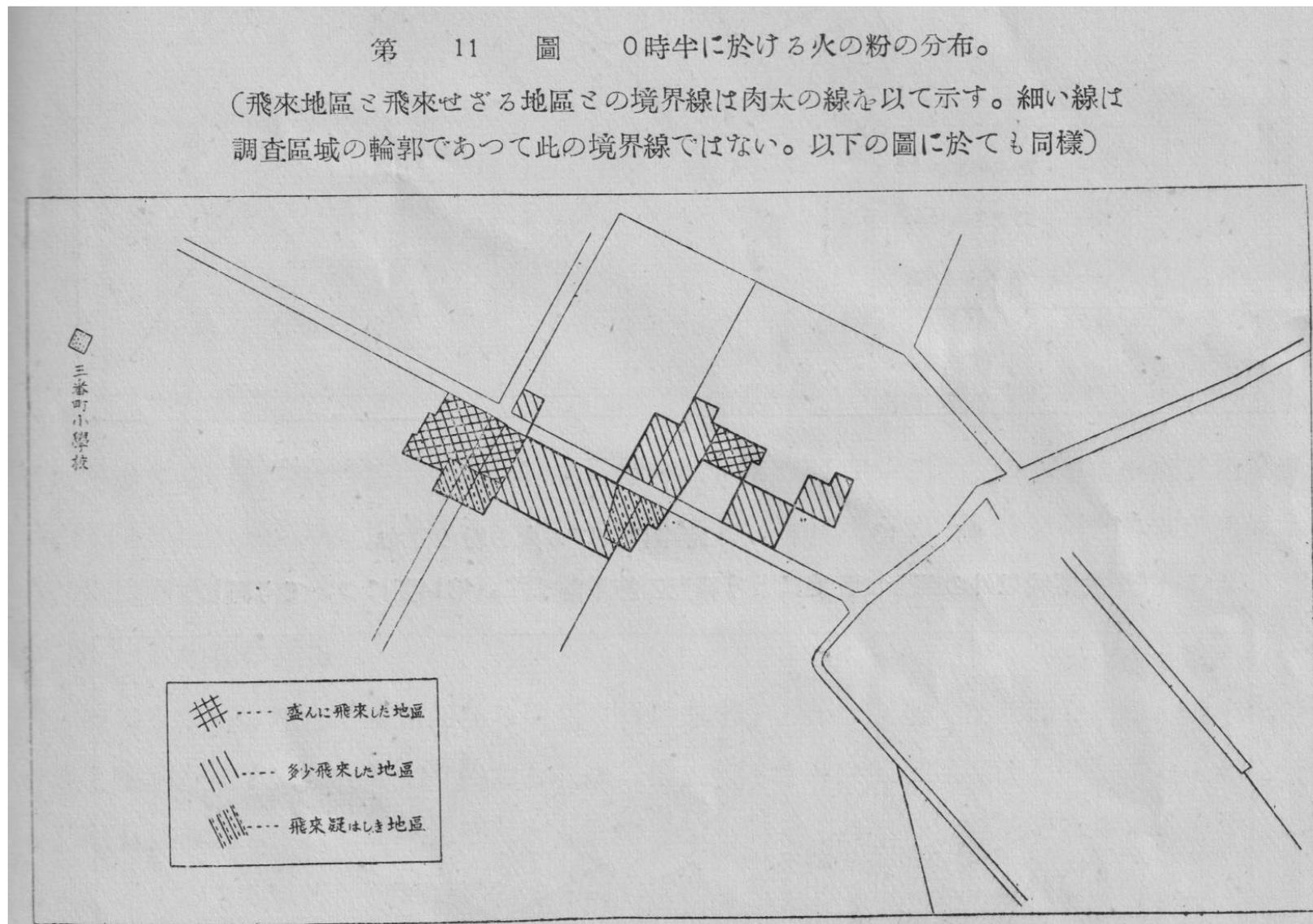
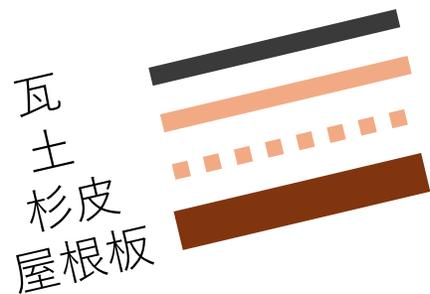
縮尺 1/25.6



縮尺 1/18.8

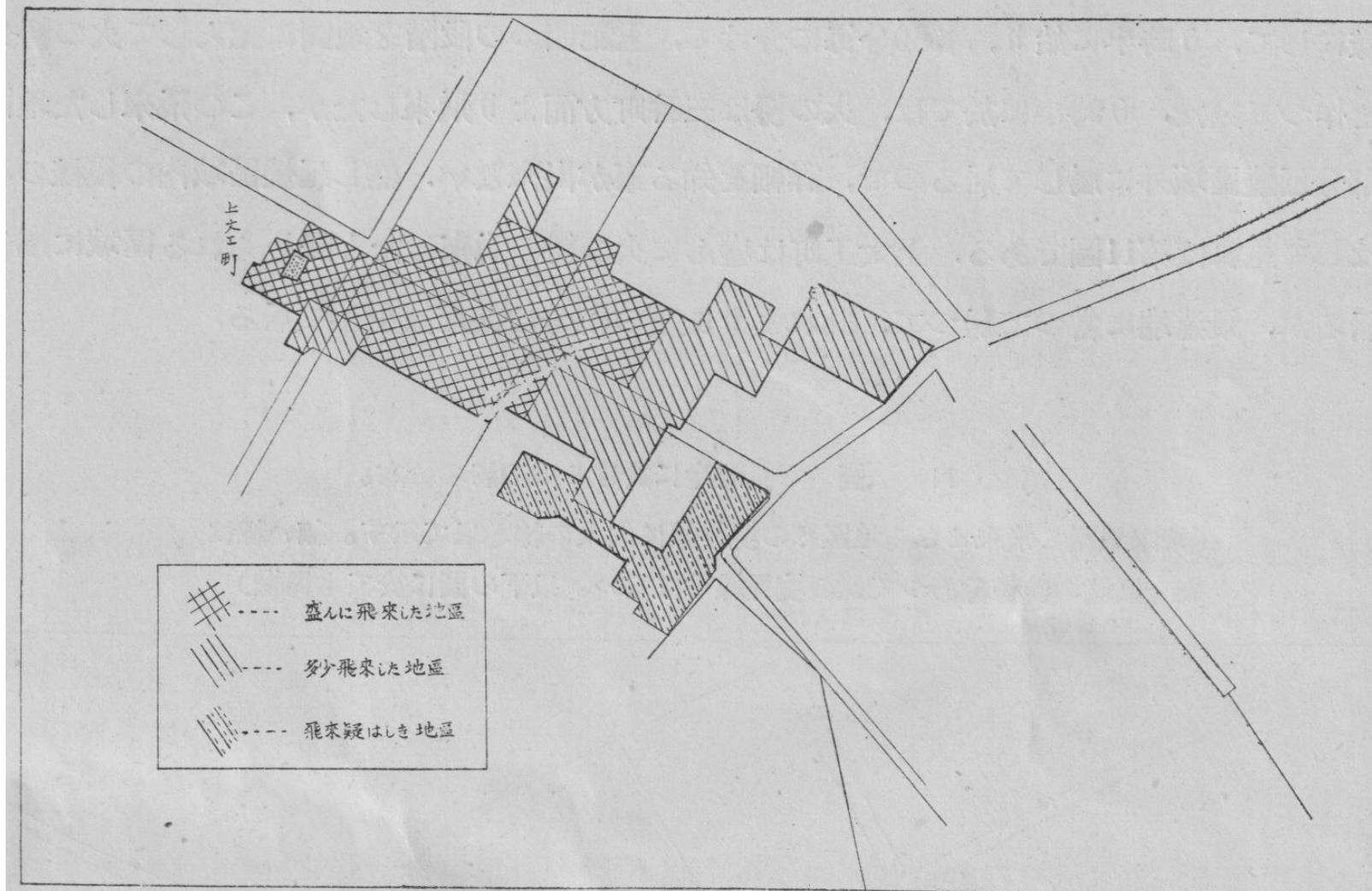
静岡大火 (1940)

「紙片、木片が最も多い
杉皮という答えが
最も多いのは予想外」
→これ以降、杉皮
(瓦屋根の下に敷く)
を避ける動きに。



静岡大火 (1940)

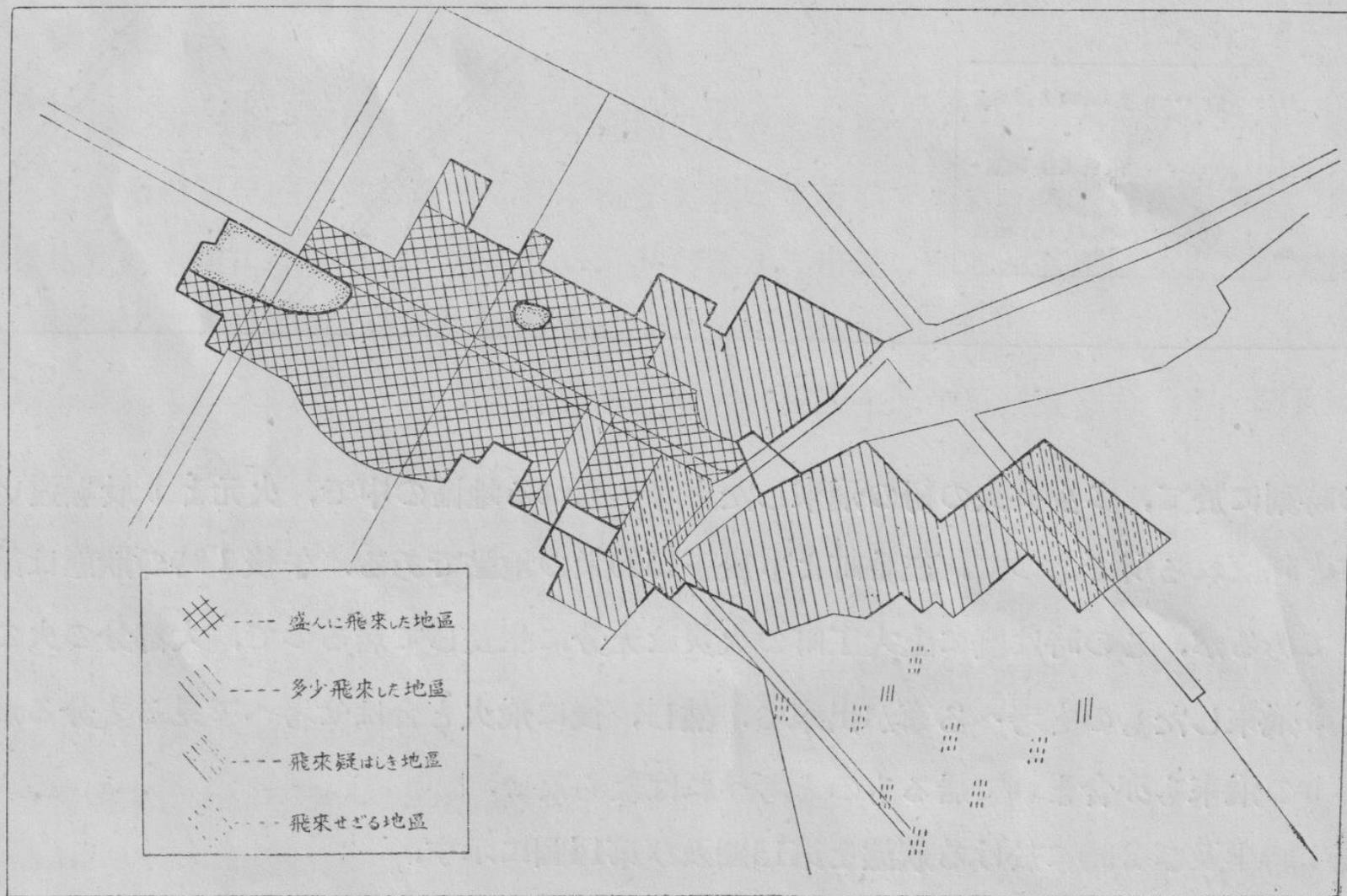
第 12 圖 1時に於ける火の粉の分布。



静岡大火 (1940)

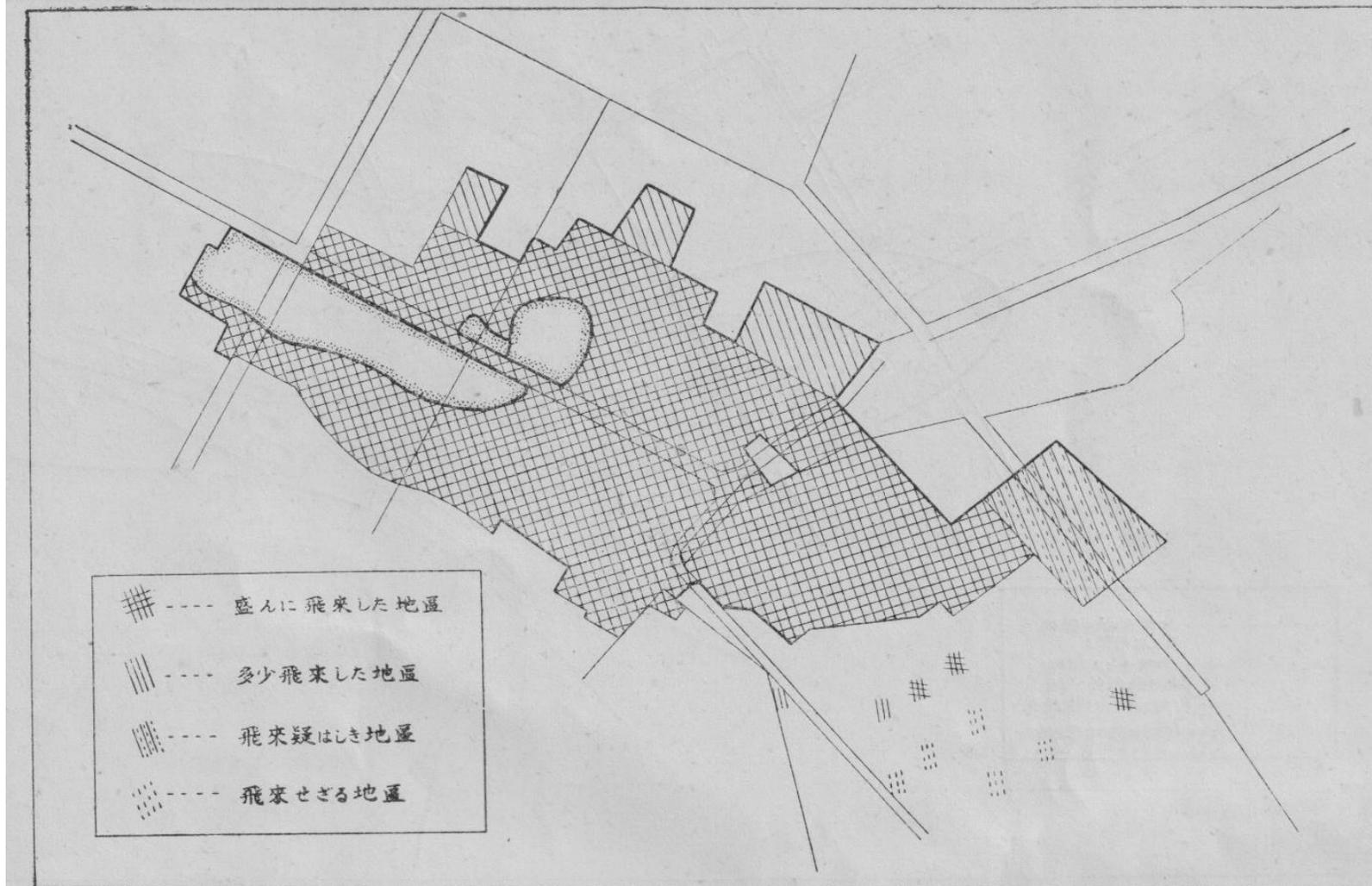
第 13 圖 1時半に於ける火の粉の分布。

(焼失区域以外の部分は實地により調査の結果を示す。第14圖についても同じ)



静岡大火 (1940)

第 14 圖 2時に於ける火の粉の分布。



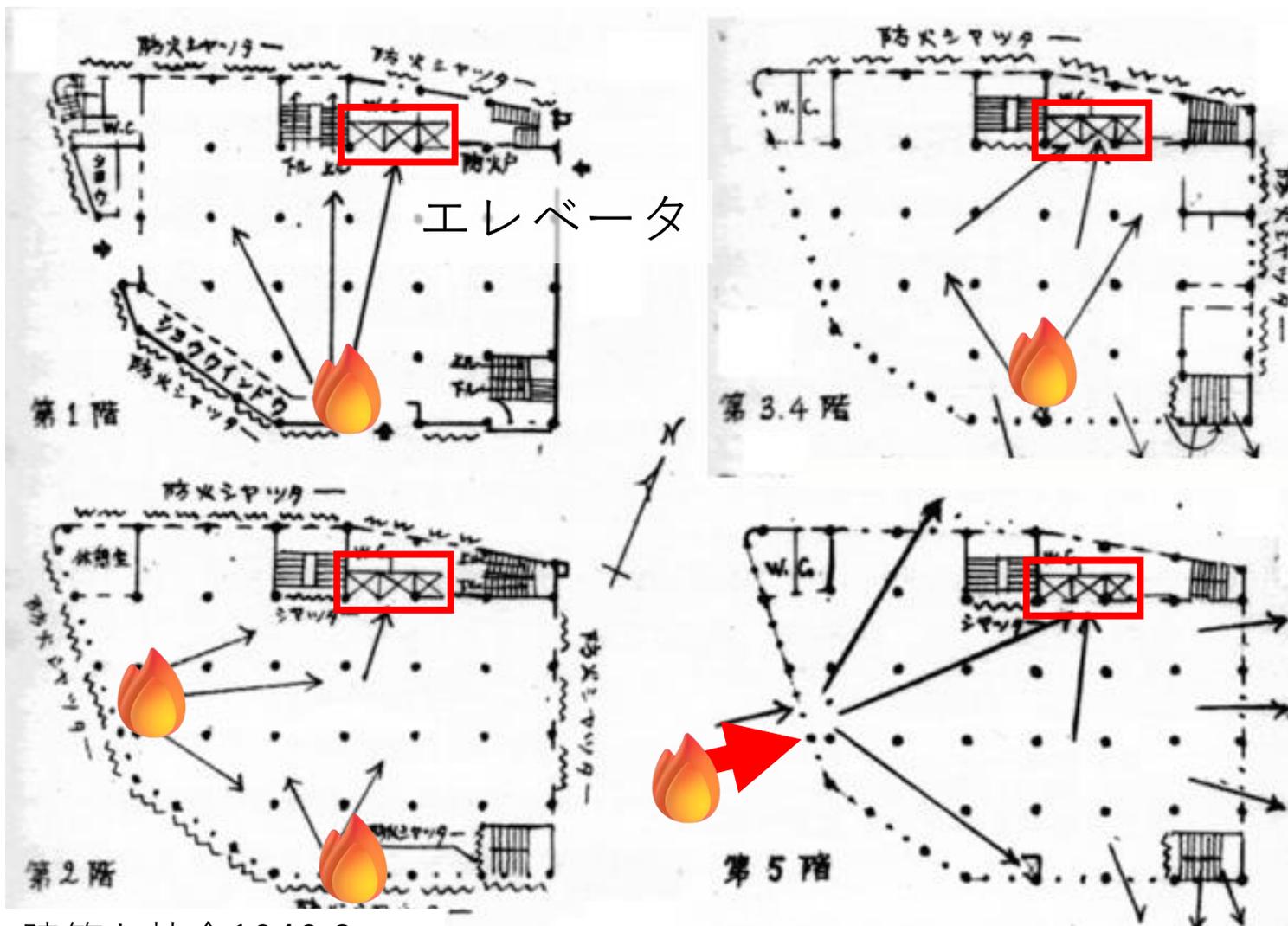
静岡大火（1940）

燃えないはずの耐火建築物（松坂屋）が、なぜ燃えた？

それも、幅員27mの御幸通りを火がまたいだ？



静岡大火 (1940)

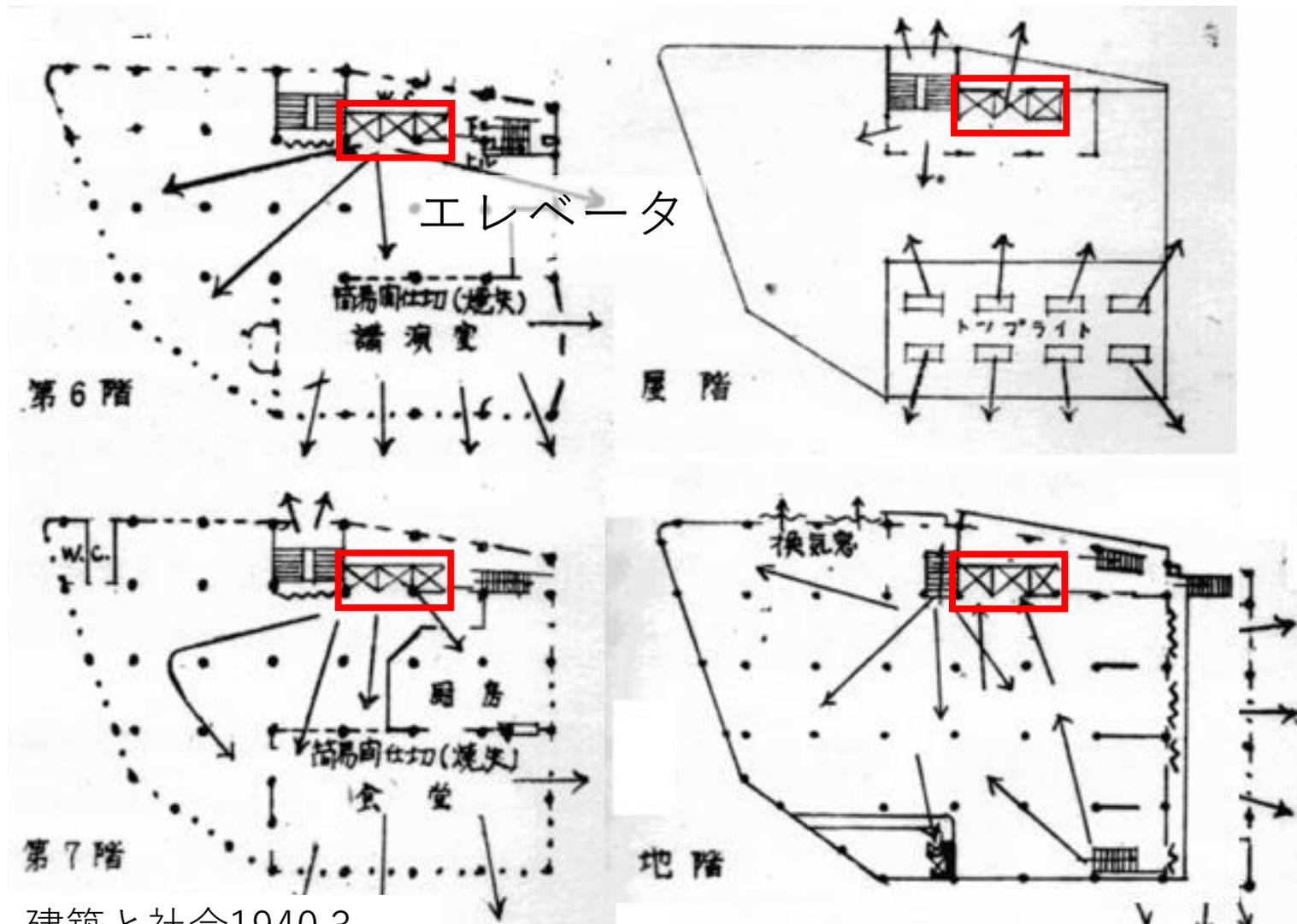


輻射熱で店内の商品が発火

エレベータのシャフトを通じて延焼

窓を破って炎が店内に

静岡大火 (1940)



窓を破って炎が店内に
エレベータのシャフトを通じて延焼
輻射熱で店内の商品が発火

静岡大火 (1940)



相馬基編 (1940)、静岡市大火画報、東京日日新聞社グラビア
ページ

静岡大火（1940）

焼跡地ニ就テ
ノ新設等アル
提供ハ少ク
潰地補償ヲ

∴土地区画整理事業と 道路事業の合併施行

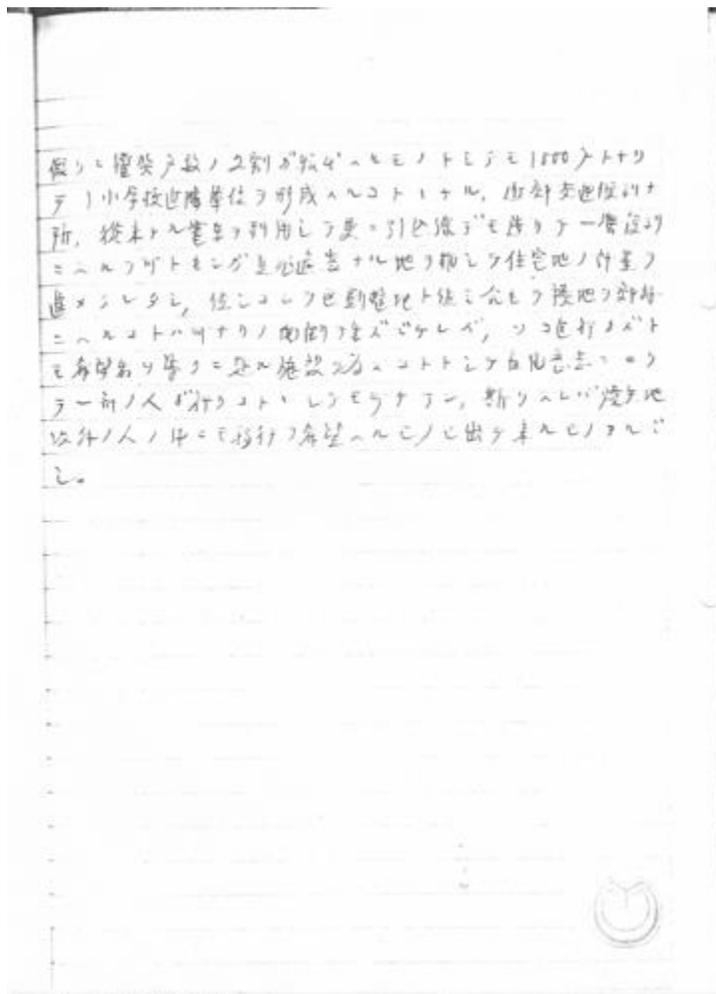
又、緑地
土地ノ
ナルヤ、
区画

整理ノ外ニ別ニ防火道路、防火緑地等ノ都市計画事業ヲ起シ買収ノ方法ニヨル外ナカルベシ、

斯クスルモノトシテ区画整理ヲ数個ノ地区ニ分ツモノトセバ其ノ各地区ニ付宅地ノ*減リヲ公平ナラシムル技術（、）非常ニ困難ナルベシ、東京ノ例デ*レバ今回ノ焼跡地ヲ一地区トシテ取り扱ヒテモ東京ノ時ノ一地区ノ二倍位ノモノナル故寧ロ地区ニ分ケズ一地区トシテ施行スルヲ可トセン、宅地潰地ニ対スル地主ノ負担ハ15%位トスルガ適當ナランカ。

内田文庫 事業ハ市ニ対シ県ガ1/2補助シ其ノ1/2即チ全
休ノ1/4ヲ国ノ補助トシ市ガ1/2 県ガ1/4 国ガ1/4位トスルガ

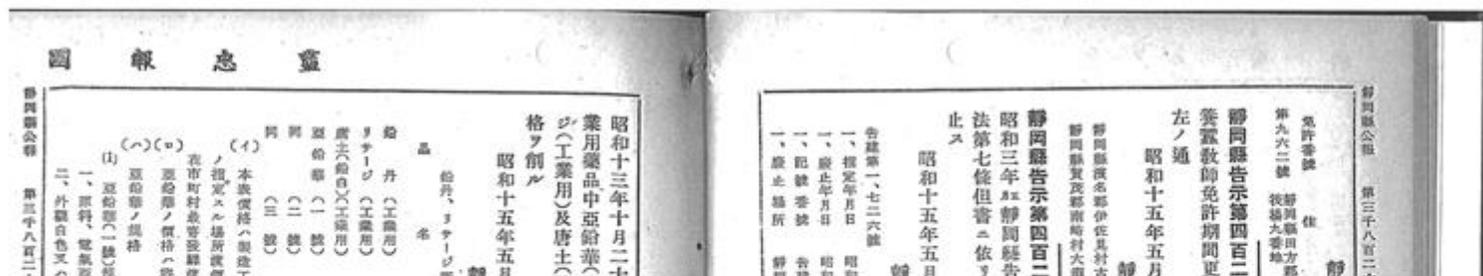
静岡大火 (1940)



内田文庫

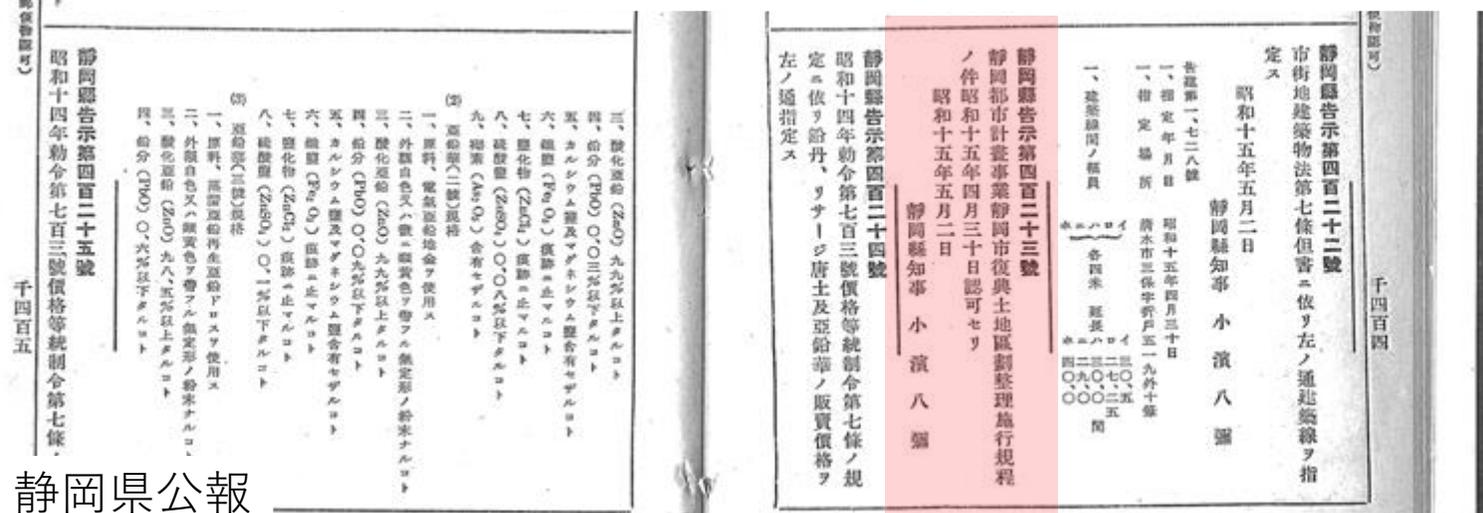
。仮ニ罹災戸数ノ2割ガ転出スルモノトシ
テモ1000戸トナリテ1小学校近
隣単位ヲ形成スルコトトナル、近郊
交通便利ナ所、従来アル電車ヲ利用シテ
更ニ引込線デモ造リテ一層便利ニスルヲ
可トセンガ** 適當ナル地ヲ相シテ住
宅地ノ計画ヲ進メラレタシ、但シコ
レヲ区画整理ト組ミ合セテ換地ヲ郊外ニ
スルコトハ可ナリノ面倒ヲ生ズルベ
ケレバ、ソコ迄行カズトモ希望者ヲ
導クニ足ル施設ヲ為スコトト
シテ自由意志ニヨリテ一部ノ人ガ
行クコトトシテモ可ナラン、斯クスレバ
焼失地以外ノ人ノ中ニモ移行ヲ希望スル
モノト出テ来ルモノルベシ

静岡大火 (1940)



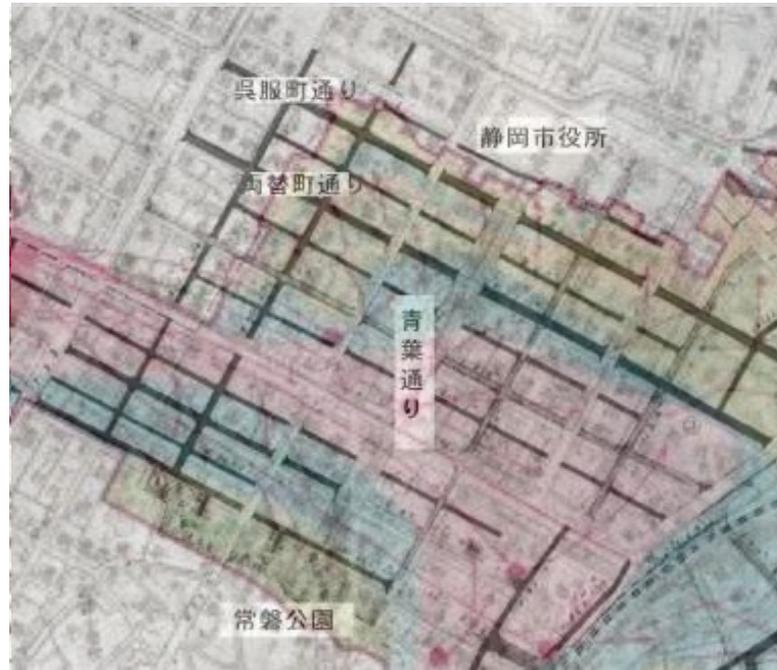
静岡県告示第423号 (1940.5.2)

「静岡市復興土地区画整理施行規程」が認可



静岡大火（1940）

建築雑誌1940.5に加筆



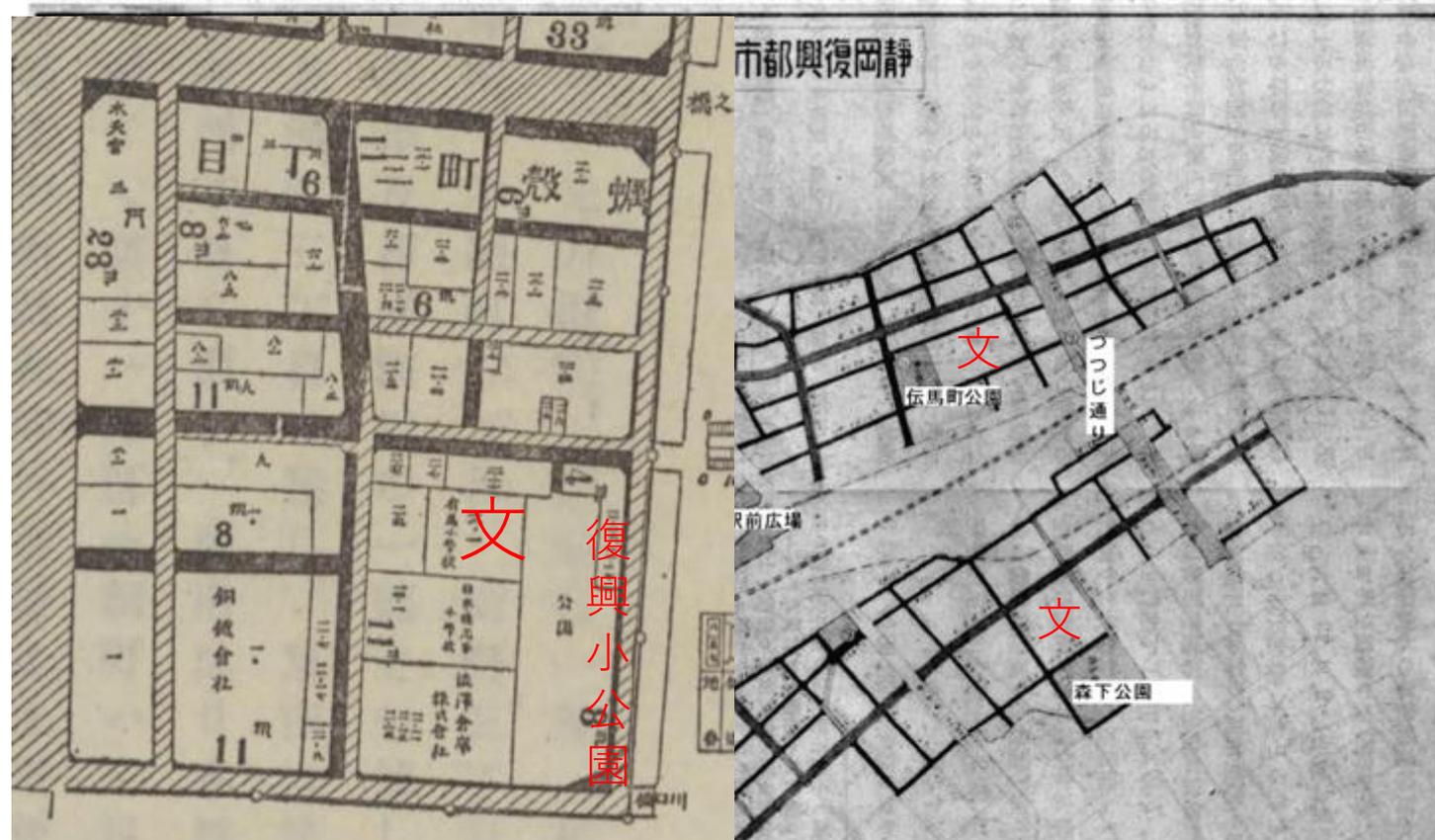
正方形の街区
→二つに分割

青葉通りの開削

寺院跡を公園に

道路、公園、学校用地を確保・拡張するため、
土地の所有者・借地権者が少しずつ土地を出し合う

静岡大火 (1940)



道路、公園、学校用地を確保・拡張するため、
土地の所有者・借地権者が少しずつ土地を出し合う
既存の小学校に小公園を付設。

静岡大火 (1940)



中の店 (魚問屋その他)



- ・町を道路や公園で区分
→通風・採光（衛生）の改善、
- 延焼の遮断
→建築物の大規模化

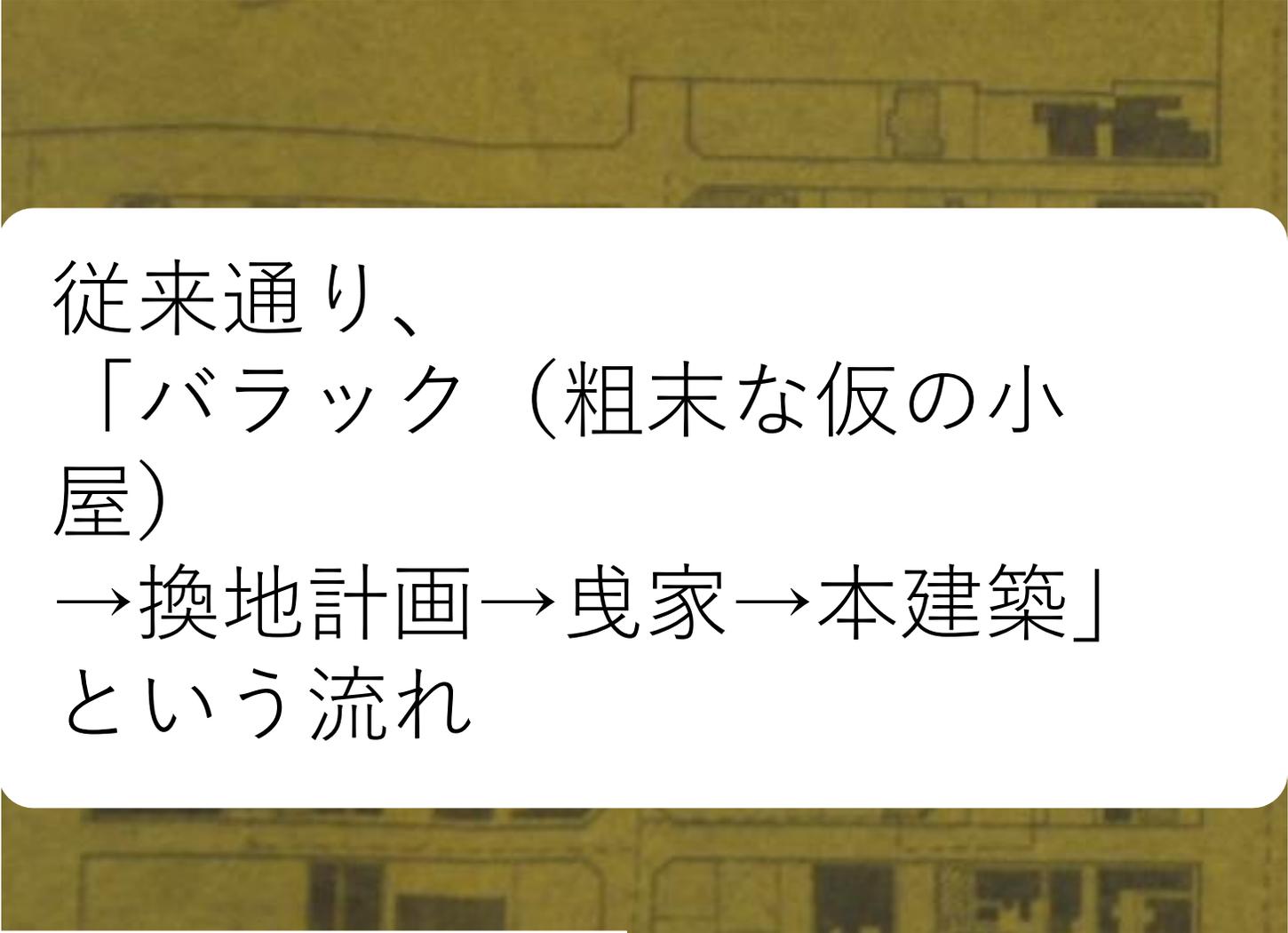
静岡大火 (1940)



実効性=疑問

...

静岡大火（1940）



従来通り、
「バラック（粗末な仮の小
屋）
→換地計画→曳家→本建築」
という流れ

静岡大火 (1940)



7m → 建築線で8.18m → 区画整理で11m

静岡市撮影 (内田文庫)
Google Street View



静岡大火 (1940)



建築省

19.3.24

静岡市撮影 (内田文庫)

(ふしみや)



皇宮御所前之先頭 大行名 皇宮御所前



静岡大火 (1940)

呉服町通り壁面位置指定建築基準案

- 一階軒高を約十二尺に拵る。
- 二階梁を張り出して庇を作る。
- 二階及三階の窓の下端線を揃へる。
- 街路照明の統一を計る。
- 廣告、看板の型、位置を彩色に統一を興へる。
- 塵芥処理方針樹立。
- 電柱を立てて以て工夫を凝す。
- 清掃用水栓を設置。
- 外観と関係する火溜、雨仕舞の問題を適切に処理する。
- 日除けを統一する。
- 袖壁の型は自由とし、但し一尺五寸を限度とする。
- 国旗掲揚の位置を統一する。

『呉服町通り壁面位置指定建築基準案』 (策定時期不明)

- 1F軒高を12尺
- 2F梁を張り出して庇に
- 2F/3Fの窓台のラインを統一
- 街路灯、看板、日除けを統一
- ...

静岡大火 (1940)

『壁面位置指定ニ依ル建築基準計画図』

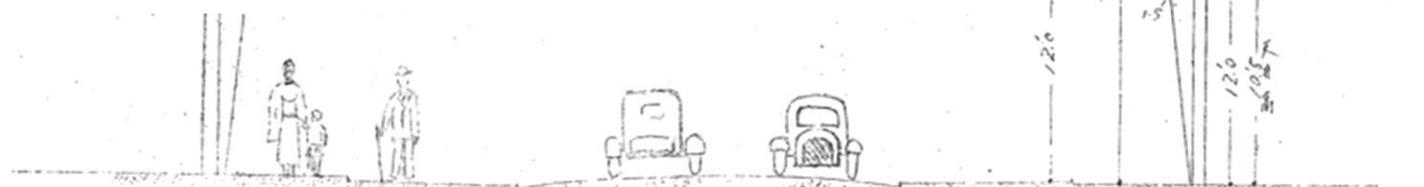
(1941.6)

道路は8.18mから11mに拡幅

- ・ 車道：6m
- ・ 歩道：2.5m × 2

沿道商店の壁面後退

- ・ 「私設歩道」：2m × 2



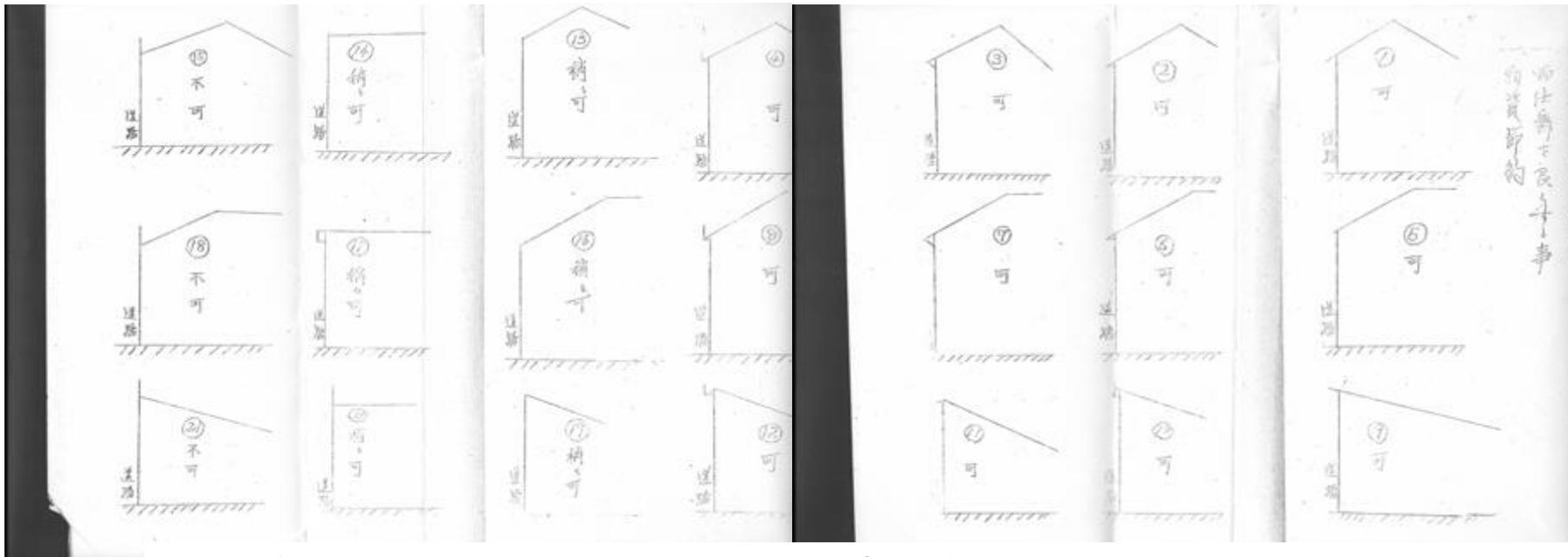
壁面位置指定ニ依ル建築基準計画図 (昭和十六年)

← 15mを確保 →

もちろん、延焼遮断が
頭

静岡大火 (1940)

静岡市作成 (内田文庫)



道路に対する断面の検討 (時期不明)

- ・ 看板建築：「不可」、陸屋根タイプ：「稍可」
→ 「雨仕舞を良くする」、「物資節約」

静岡大火 (1940)



往復建築

号階断通り

19.3.23

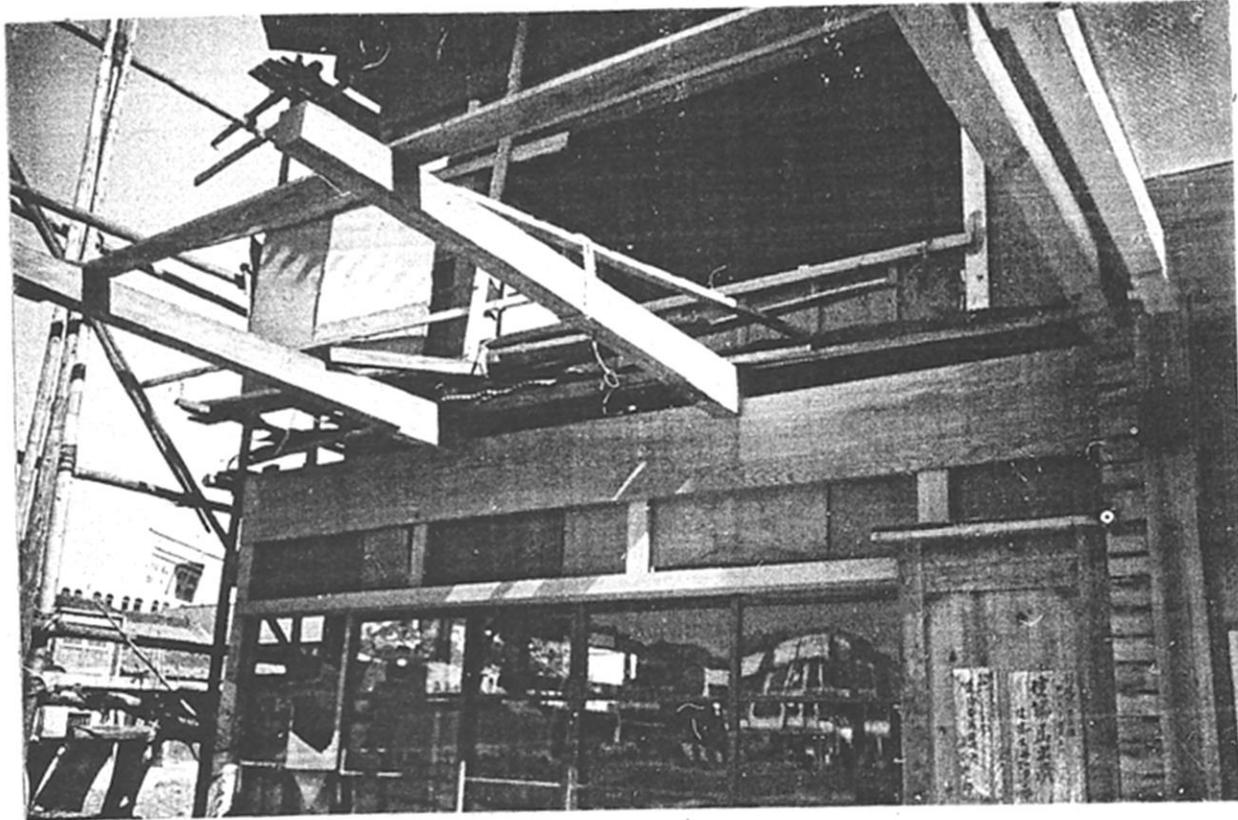
資源不足の時代=防火性の低い木造アーケード

静岡市撮影 (内田文庫)

Google Street View

19.3.24

静岡大火 (1940)



資源不足の時代=防火性の低い木造アーケード

静岡市撮影 (内田文庫)

静岡大火 (1940)



往聖建築

19.3.24.

皇船町通り

静岡市撮影 (内田文庫)



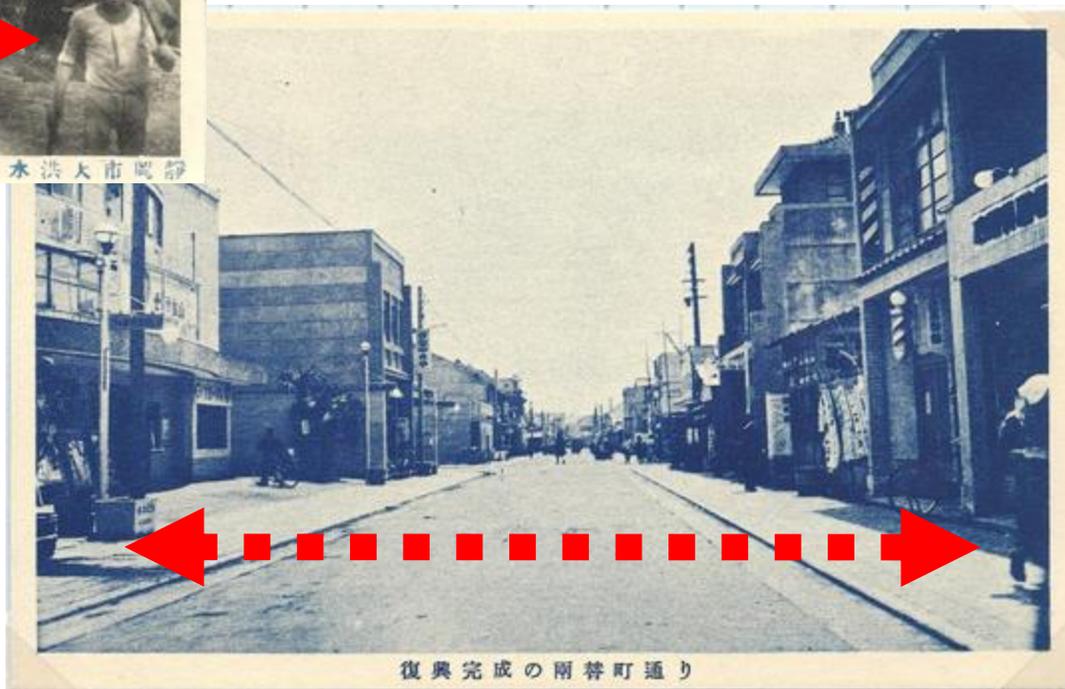
吳服町通り壁面残存本建築状況

静岡大火 (1940)



THE WRETCHED CONDITION OF INUNDATION, SHIZUOKA (静岡市大火後の惨状) 遷可替町

両替町通りも
6mから11mに



復興完成の両替町通り

静岡大火（1940）以上の被害をもたらした戦災

静岡大火:40万坪

→静岡の戦災焼失区域:230万坪

その再建過程と防火建築帯の形成を概観

Googleの3D写真によれば、1949年竣工の県営第二アパートから撮影

出典：静岡商工会議所編（1951）、静岡市商工要覧 昭和26年版

四棟ならんだ静岡市営鉄筋コンクリートのアパート



静岡市教育研究所編（1956）、しずおか
 （社会科・副読本）
 →「住みよい静岡」の章
 作文『道』と解説

住みよい静岡

あなたが生まれるまえのことでした。
 昭和十五年一月に、市内のめぬき通りを、ほとんど焼きつくしてしまっ
 ような大火がありました。

この日は北西の風が強くて、まちは、かわききっていました。そのうえ、

わたしは、すくぬ池のことを思い出しました。あんなにかわいがっていた金魚も、
 もうかえりませんのかと思うと、つまらなくなりました。それに、六じょうのへやは、わたした
 ちの勉強したりわたりするところなので、このへやがなくなると、お客さんがあって、夜おそく
 までいたじきまでこまっつてしまいます。母も、おかつてがせまくなってふんになるど、こぼし
 ていました。でもこのようなことは、わたしの家だけではいいのです。みんなの家もみんなそ
 うです。広いなる道にそった家だけでなく、うら通りになる家も、かんけいしているところはふ
 んなそれぞれ三分の一ぐらいずつ土地がへるのです。なかには、道がよまへ移ったので、通りに
 そって家がたてられなくなり、あきないもできなくなったというのどきな家もあるそうです。
 わたしは、こんどのことから、つぎのようなことを考えました。道路を広くしているのは、こ
 こだけではなく、わたしが知っているところだけでも、すいぶんあります。このような場所に住
 んでいる人たちは、やはり、わたしたらと同じようなことで心配したり、こまったりしているだ
 ろうと思います。

こうした問題は、道路を広くする場合だけではありません。常盤公園ができたときなどは、い
 ままで住んでいたところにいられなくなったのですから、もっと問題が大きかったと思います。
 「こんなに、ひどい、ひどいの人たちがこまったり、ふんしたりするのは、公園がつくれられ、道
 路が広くなっていくのはどうしてでしょう。わたしたちの家や、となりの家がこまることより、
 もっとたいせつなことがあるのでしょうか。

このことを、わたしは研究してみたいと思います。



地は三分の二にへらされても、お客の広さは、いまでもおびり、どうして
 もほしいのです。そこで、せまくなった分として、うらの六じょうのへや
 をどることを、おかつてをい、まのはんぶんにする。魚をほとんどなくす
 こと、というようになります。

住みよい静岡

計 画 市 作文 道

「道が広くなるので、六メートルも家をうしろへさげなくてはならない。」
 がら、しんげんな顔をして母にいました。
 「それではお客の方はどうなるんですか？」と
 聞きかえした母の顔も、たいへん心配そうです。
 道の話は、まえから、どきどき聞いていた
 ことですが、こんど、いよいよ、まその通りが十
 ハメートルに広げられるので、わたしの家は土
 地を三分の一ほどせまきされて、家を六メート
 ルはどうしろへさげなければならぬのです。
 わたしの家は、あきないをしているので、お
 客がいらばならないせつなのです。ですから、土

こんなにこわれた道も、なおさなければ...





静岡市教育研究所編 (1956)、しずおか (社会科・副読本) →「住みよい静岡」の章 作文『道』と解説

このように、ひとり、ひとりのつこうでなく、市全体の人々のためを考えて、もっとくらしのいいまちをつくるために、いろいろ計画をたてていますが、これを、都市計画といえます。

野が原になつてしまつたのです。政府では、焼けてしまつた都市の復興をはやめるために、「戦災復興特別都市計画法」といふ法律をだしました。この法律は、市民が安心して、くらせるよゆうな都市をつくるためにできまかりです。静岡市でも、この法律にしたがつていろいろ計画をたてました。火災を防ぐために、まちの中は防火壁をつけた建築でなければゆるさないようにしたり、産業をさかんにするために、道路を広げたり、また市民の健康をまもるために、公園や緑地帯をつくることにしました。住宅地・工業地・商業地など土地も区別され、住宅地とされていふところには、大きな工場はたてられなくなりしました。

このように、ひとり、ひとりのつこうでなく、市全体の人々のためを考えて、もっとくらしのいいまちをつくるために、いろいろ計画をたてていますが、これを、都市計画といえます。

住みよい静岡

野が原になつてしまつたのです。政府では、焼けてしまつた都市の復興をはやめるために、「戦災復興特別都市計画法」といふ法律をだしました。この法律は、市民が安心して、くらせるよゆうな都市をつくるためにできまかりです。静岡市でも、この法律にしたがつていろいろ計画をたてました。火災を防ぐために、まちの中は防火壁をつけた建築でなければゆるさないようにしたり、産業をさかんにするために、道路を広げたり、また市民の健康をまもるために、公園や緑地帯をつくることにしました。

このように、ひとり、ひとりのつこうでなく、市全体の人々のためを考えて、もっとくらしのいいまちをつくるために、いろいろ計画をたてていますが、これを、都市計画といえます。

静岡はむかしながらのまちで、道がせまく家もこみ合い、消防車なども、思うようにはたけませんでした。こういういろいろなことがわがわがしい、大火をひきおこしてしまつたのです。市では、全国の人々のあたたかい同情に感謝しながら、いっしょうけんめい、まちの復興に努力しました。このように、二度とおこらないまちにするため、また、いままでよりもっとりっぱなまちに発展するよう、新しく広い道をつくったり、あき

昭和十五年一月の静岡大火の焼けあと。 <原町付近>

公営住宅建設による防火帯構想

年月日	主体	事項	典拠
1948年 5月22日	市	「公営住宅による防火帯構想」の登場 『静岡市では住宅難緩和と都市美、防火の見地から本年度に市営アパートを建設する計画を樹て、『第一建設地は羽衣町で同町から田町にかけこの防火アパートを漸次建設、火魔防壁は鉄壁とするのが狙い』	静岡新聞1948年5月22日(2349号)、2面
1948年度	市・県	市営 羽衣第一アパート、市営 羽衣第二アパート、県営 駒形第一アパート、竣工	
1949年 1月6日	市・県	「臨時防火建築規則」にもとづく防火区域を告示、区域内に建設する建築物はすべて防火的な配置にするか、あるいは外壁と軒裏を防火構造とする義務	静岡新聞1949年1月7日(2577号)、2面
1949年 1月7日	市	前掲「防火帯構想」の拡張 『建設省建設局長伊東五郎氏から...防火帯と住宅難緩和のため向う三ヵ年間に現在と同規模の鉄筋アパート増棟の建設計画をたてて直ちに本省に申請せよ』と指示 『この防火帯住宅の計画路線は旧駿府城南方の市中心街(、)駒形を経て新富町に至り安西から浅間神社前、静岡駅に至る間を防火地帯とし、これに目下建設中の羽衣町鉄筋アパートを起点として車町-三番町に至り防火地区を真二つに割る防火住宅を建設するもので、都市防衛の万里の長城ともいえる』	静岡新聞1949年1月7日(2577号)、2面
1949年 3月11日	民間	静岡市不燃都市建設連盟、発会。 『第一次の計画は七間町、呉服町を全部四階建鉄筋コンクリート作りとしT字型に結び一階は商店二、三、四階は住居、貸事務所その他に活用(、)さらに御幸通りも同様...』、『このコンクリート建物街は目下進捗中の市営防火アパートと連繋して完全な防火帯となる』	静岡新聞1949年3月11日(2640号)、2面
1949年 6月	市	再検討五ヶ年計画、番町工区を除外	静岡市三番町学区誌編集委員会編(1980)、三番町学区誌、p.297
1949年度	市・県	市営 駒形アパート、市営 新通りアパート、県営 駒形第二アパート、竣工	
1950年初頭	市	増田茂 市長による「防火帯構想」の修正 『...いまやりかけている鉄筋のアパートは一応あの線は一切りして、今度方向を変えて本通に平行した線の向い側に十棟位の鉄筋アパートをばったたい、これは庶民住宅(註、市営住宅)の方面とそれから金融公庫(註、民有住宅)の両方合せて二十棟位、目標を立てておるんですがね』	静岡公論1950年3月号、p.25
1950年度	市	市営 住吉町アパート、市営 三番町第一アパート、竣工	
1951年 6月4日	国	公営住宅法、公布 同法第5条第3項は公営住宅とその共同施設に耐火性能を確保に努力する旨、規定	社団法人 都市不燃化同盟編(1957)、都市不燃化運動史、p.411
1951年度	市	市営 三番町第二アパート、市営 四番町アパート、竣工	
1952年 5月31日	国	耐火建築促進法、公布	
1956年 1月～	国・県・市	防火建築帯の造成、着工	静岡市役所市長公室編(1958)、静岡 昭和33年版、p.120

1948-1951年
公営住宅による防火帯



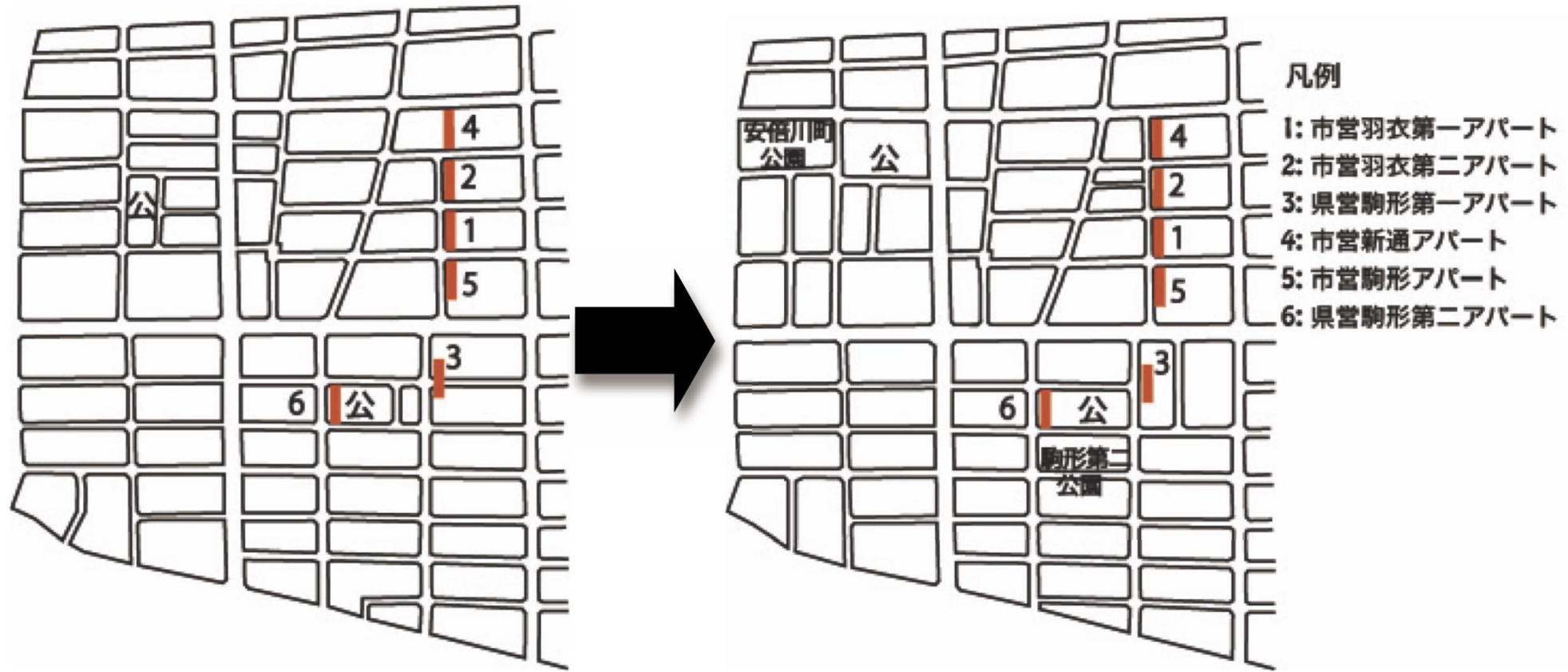
1950年
防火帯構想の修正

1952年
耐火建築促進法←直接的には同年の鳥取大火

1956年～
中心市街地における
防火建築帯の造成



公営住宅建設による防火帯構想



左が当初の街区設計図、

右が換地設計変更認可申請に添付された街区設計図

→防火帯としての市営住宅は、戦災復興区画整理と並行して建設

公営住宅建設による防火帯構想

1948-1951年 各時代の事業が積層→戦災復興



四番町アパート



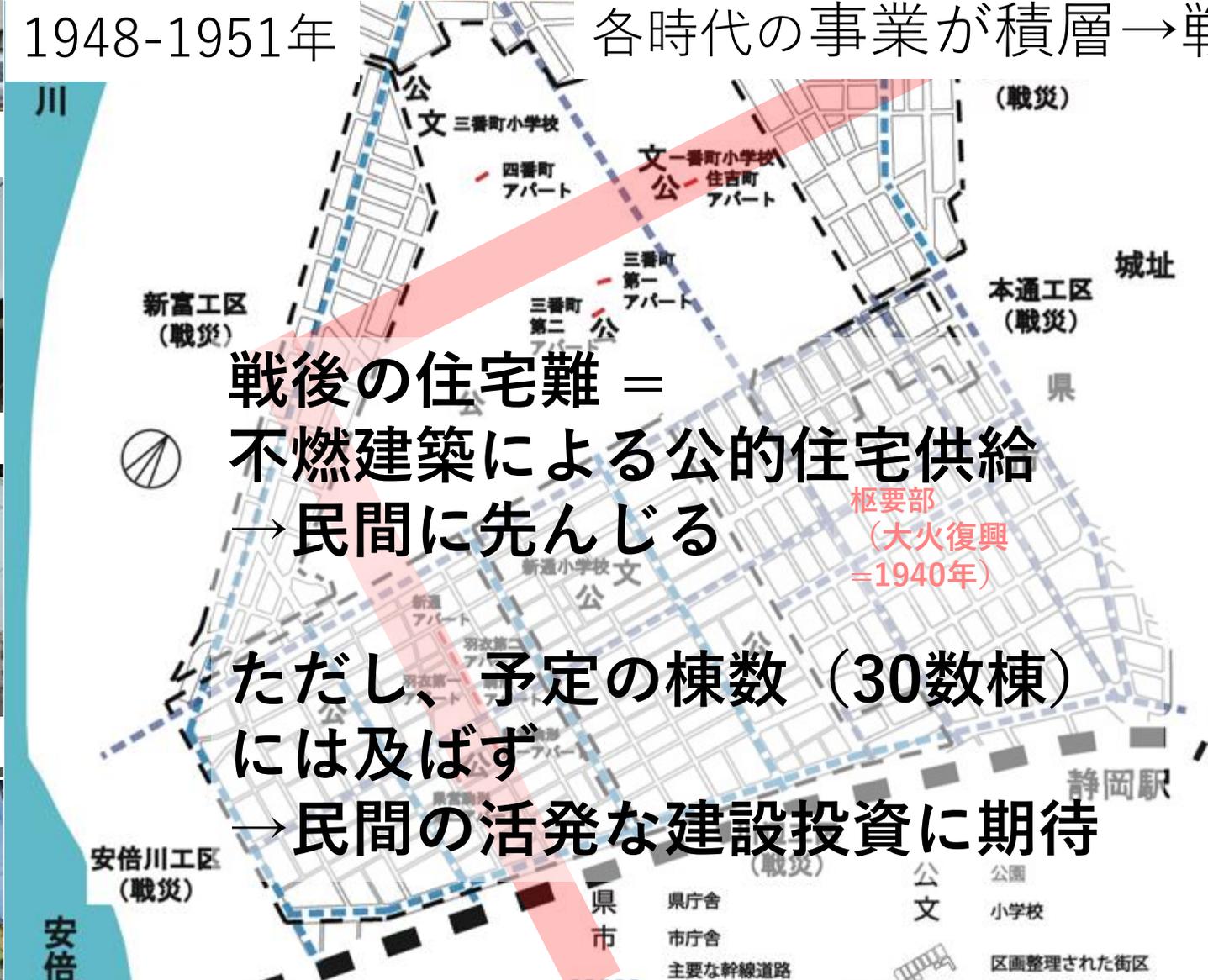
住吉町アパート



三番町第二アパート



羽衣第一アパート



戦後の住宅難 =
不燃建築による公的住宅供給
→民間に先んじる

ただし、予定の棟数（30数棟）
には及ばず
→民間の活発な建設投資に期待

区画整理事業の進捗に先行して建設

公営住宅による防火帯を引き継ぐ 中心商店街の不燃化



四番町アパート



住吉町アパート

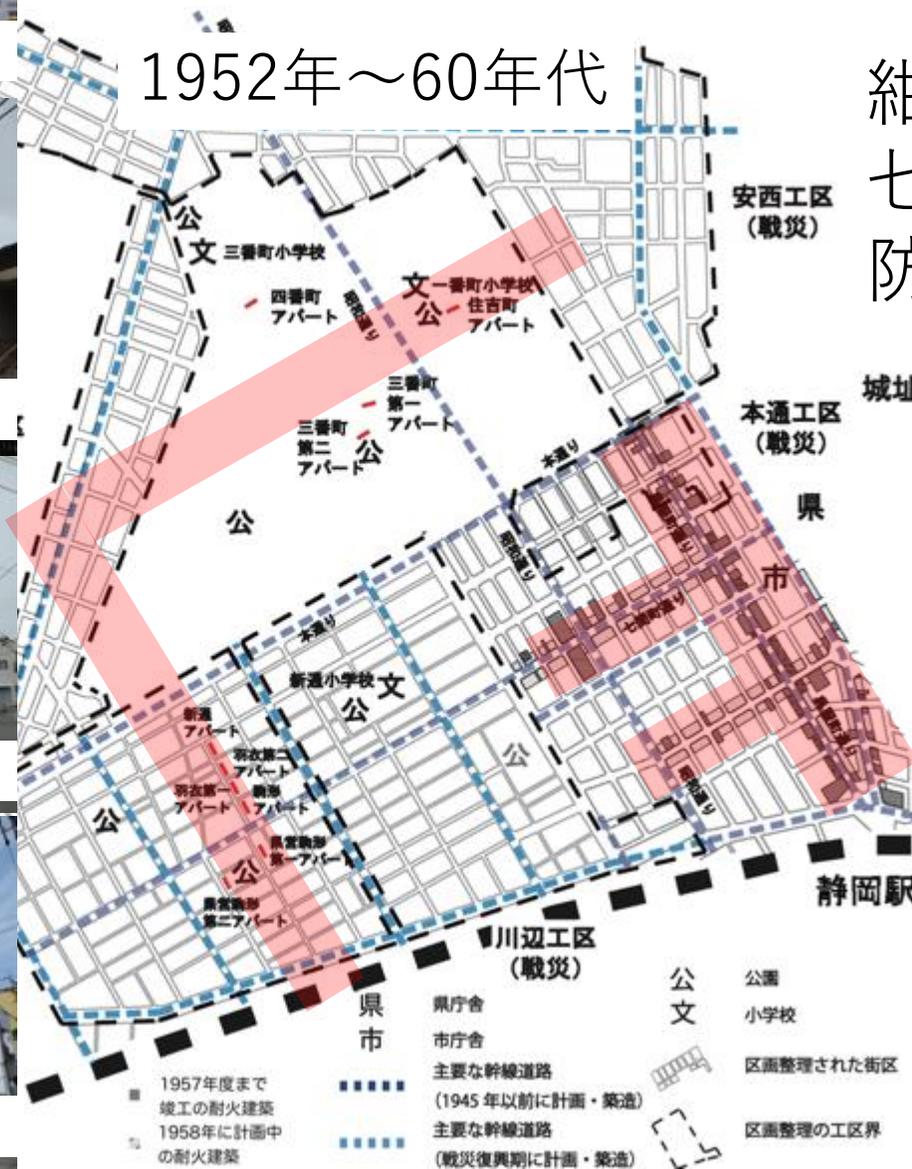


三番町第二アパート



羽衣第一アパート

1952年～60年代



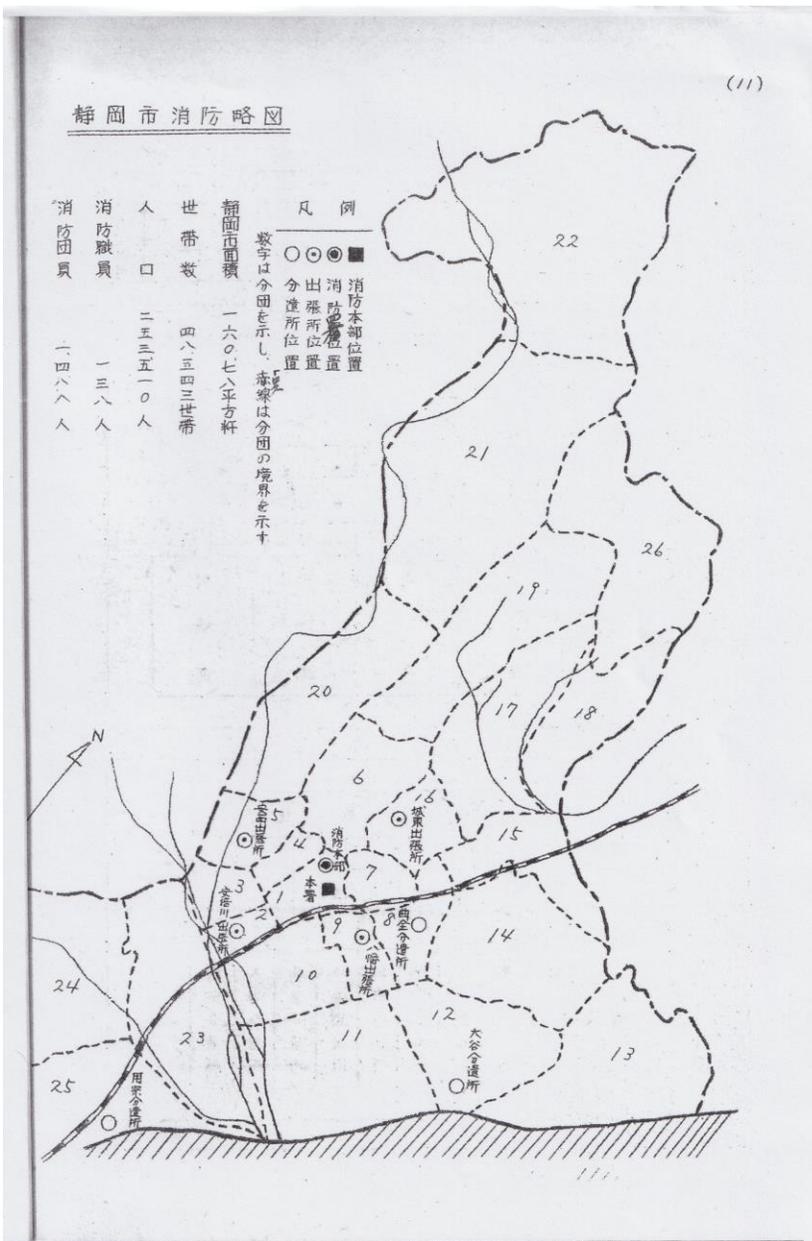
紺屋町・呉服町・
七間町の周辺に
防火建築帯を指定

耐火建築促進法
=耐火構造の義務
を負う範囲に助
成 建築費の差額の
半分までを補助



3階×奥行き

静岡市消防統計書 (1949年度)



昭和十四年 月別分団区域出火調

分団別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	損害見積額
第一分団	1	1		2	2		1			1	1	3	12	29,800
第二分団	1		2	1	1	1		1	1				8	33,050
第三分団	1	3	1	1				1			1	4	12	3,465,650
第四分団		2						1	2			2	7	3,017,900
第五分団	1	1	1	1	2		2	1	1				10	13,750
第六分団	1			1	1							1	4	45,130
第七分団	1	1	1	1	1	1	1	1					5	3,950
第八分団				1					1			3	5	727,000
第九分団	2	1	1	1	1	1				1			7	193,700
第十分団	1			1	1								3	16,000
第十一分団	1	1	1										3	12,100
第十二分団													0	
第十三分団		2		1							1		4	8,250
第十四分団	1		1										2	18,160,500
第十五分団				1	1								2	132,800
第十六分団	1				1	1			1			1	5	9,800
第十七分団						1							1	12,000
第十八分団													0	
第十九分団													0	
第二十分団			1										1	6,000
第二十一分団				1									1	500
第二十二分団													0	
第二十三分団	1		1										2	1,510,000
第二十四分団			1										1	2,000
第二十五分団								1					1	3,500
第二十六分団													0	
計	12	12	11	12	8	6	4	6	6	2	3	14	96	27,403,380

1949年度の火災統計

第2分団、第3分団、
 第4分団の数字 (37回)
 →市全体の3割

確かに優先性は高い？

駒形通は「手始め」に
 (早期に) 着工された
 結果、形が残ったか？

静岡市消防統計書 (1950年度)

分団別各月出火

分団名	別		月						
	一	二	三	四	五	六	七		
月	月	月	月	月	月	月	月		
オ1分団	2	1	6	2	2	1	1		
オ2分団	59,000	120	44,700	21,800	304,300	2,000	200		
オ3分団	2		250	300	100		3		
オ4分団	6,200				400	5,000	10,350		
オ5分団		300	600		600		1,600		
オ6分団		100	150	450	50		100		
オ7分団	1	1		2	3	500			
オ8分団	300	100		100	300				
オ9分団	2	100	6,000	500	10,000		2		
オ10分団	800	200	5,700,350	197,800	100		131,360		
オ11分団		40,000	2,000	100	300				
オ12分団									
オ13分団		2	3,146,000	100					
オ14分団	20,000	10,000	31,000		100	38,000			
オ15分団					100	800			
オ16分団		500	10,050	50	1000				
オ17分団			3,500		150				
オ18分団									
オ19分団	150								
オ20分団			100			100			
オ21分団									
オ22分団									
オ23分団		200							
オ24分団					3,000				
オ25分団									
オ26分団				3,400					
計	71,870	51,600	611,070	224,600	322,700	46,400	143,610		

及び損害調査表

八	九	十	十一	十二	総	計
月	月	月	月	月		
1				1	17	
800				300	383,970	
	2			2	7	
	300			277,050	278,000	
	2			2	13	
	15,100	300		1322,600	1,354,370	
			1	10	3	
			100	100	3,300	
		2	2		11	
		24,200	1,000		26,050	
					2	
					14	
2	1028,700	1,000	9,000	15,000	1,055,100	
					4	
					16,600	
	1			2	15	
	5,150	50	15,000	77,200	611,7010	
					2	
					3	
					40,400	
					0	
					4	
					324,700	
					6	
					92,100	
			1		3	
			3,000		120,800	
			20,000	100,000	120,800	
		2			7	
		392,419			404,019	
			1		3	
			153,900		157,550	
					0	
					1	
					150	
					2	
					200	
					0	
					0	
					1	
					200	
					3,000	
					1	
					300	
					3	
					31,000	
					12	
3	114,000	6	8	9	10	
		104,9250	118,269	202,000	1737,250	
					12	
					10,386,119	

ただし、出火場所を分団別に示したデータはこの2年度分のみ

→ (未完成とはいえ) 防火帯としての公営住宅が建設されたことの効果を測ることは不可能。

まとめと今後の課題

- 1) 旧静岡市中心部は大規模な火災にたびたび遭遇
- 2) 1940年静岡大火発生当時は、国家レベルで火災（焼夷弾による攻撃）に高い関心
- 3) 可及的迅速な復興

都市計画課長

月

日決裁

主

月

白坂

課長

課長

公園

土木

永野

まとめと今後の課題

4) 一般に知られる耐火建築促進法 (1952年) 以前の防災都市計画を旧静岡市を対象として概観、「防災 (防火) 都市計画」は1952年以前まで遡れる。

5) 戦災復興当時の建設省住宅局長は伊東五郎、静岡県建築課長は匂坂弘美=両者は静岡大火 (1940年) の復興時にも関与→彼らが増田市長に入れ知恵?

6) 公営住宅による駒形-田町-番町一帯での防火帯建設を補完した、公庫融資耐火建築の分布や、区画整理に先行した建設の換地設計への影響の有無?